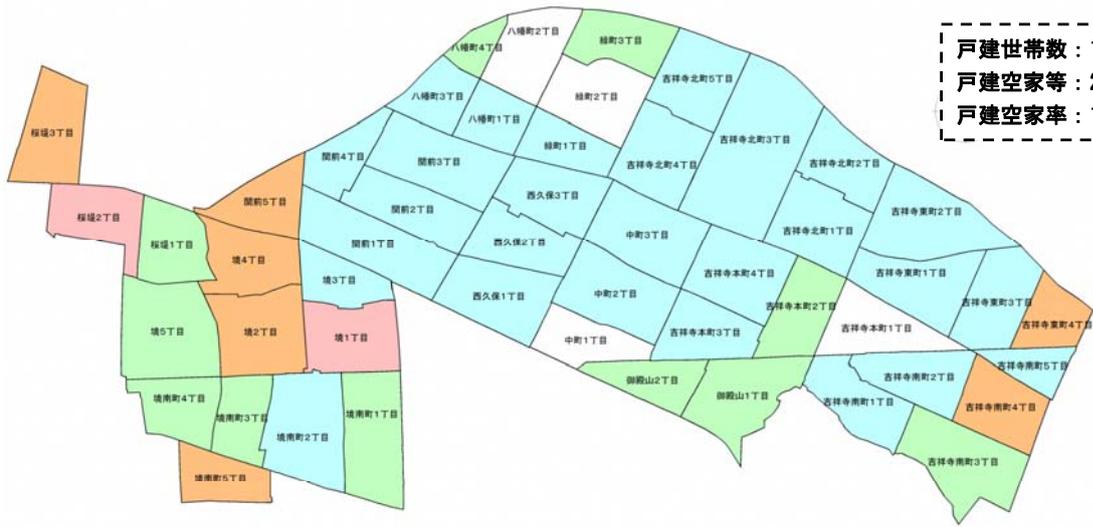


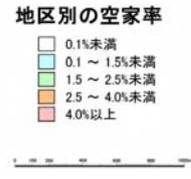
○武蔵野市の地域別空家率 **戸建て**



戸建て世帯数：19,751 世帯
 戸建て空家等：295 件
 戸建て空家率：1.5%

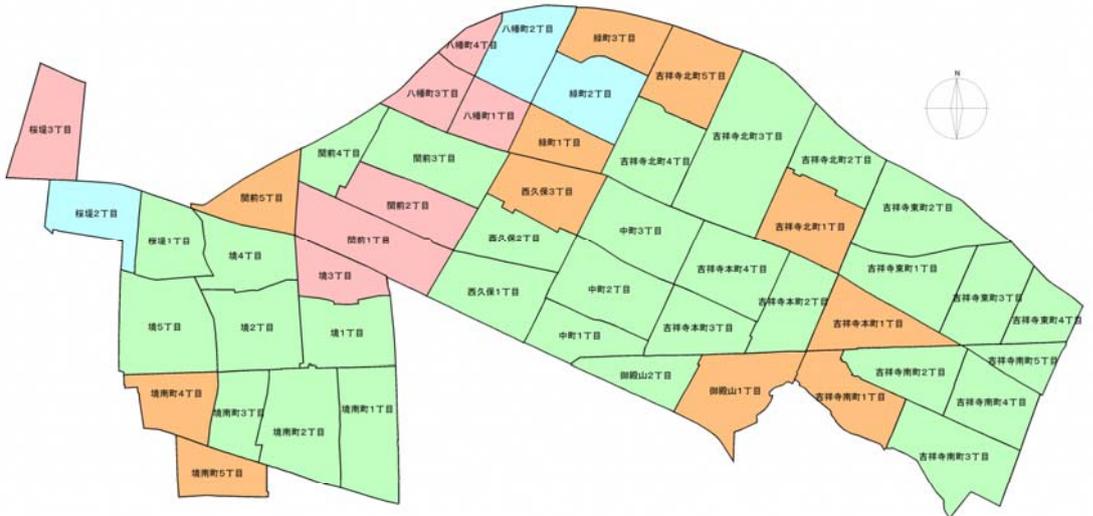
武蔵野市の空き家（戸建て）の状況

- ・戸数：295 件
- ・空き家率：1.5%（全国：13.6%）
- ・管理不全空き家：31 件
 - 解体が必要 19 件
 - 建物以外の管理が不十分 12 件
- ・31 件全件について武蔵野市が指導済み

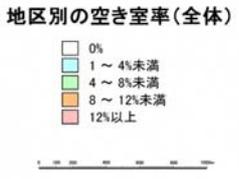


※上記資料は、「武蔵野市空き住宅等対策実施方針、参考資料集」から転載

○武蔵野市の地域別空室率 **集合住宅**



規模	棟数	空き室	総戸数	空き室率
小規模	4,296	2,179	21,317	10.2%
中規模	1,537	1,451	23,129	6.3%
大規模	384	1,062	21,730	4.9%
合計	6,217	4,692	66,176	7.1%



※規模区分
 小規模：総戸数 10 戸未満、中規模：総戸数 10～30 戸未満、大規模：総戸数 30 戸以上

※上記資料は、「武蔵野市空き住宅等対策実施方針、参考資料集」から転載

○武蔵野市の対策

- ・「武蔵野市第三次住宅マスタープラン改訂版」に「空き家の適切な管理と利活用の促進」を重点事項の一つに掲げた
- ・「武蔵野市空き家住宅等対策実施方針」を制定

ポイント 1：武蔵野市の住宅の 77%を占める集合住を含めた対応策 → 「空き家」ではなく「空き住宅」と定義

ポイント 2：空き住宅等発生の予防策に重点
① 適正管理の促進
② 利活用の促進

<空家等>

空家法第 2 条第 1 項で規定されている、全体が使用されていないことが常態（概ね 1 年以上）である建物及び敷地（立ち木その他の土地に定着するものを含む）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

<特定空家等>

空家法第 2 条第 2 項で規定されている、著しい管理不全が認められる空家等。

<空き住宅等>

期間に関わらず全体が使用されていない建物及び敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）や、集合住宅の空き室、空家等の除却に連動して発生する跡地のうち市が地域資源として利活用を図るもの。



武蔵野市の具体的な対応策

- ① 戸建て住宅については、情報提供等による所有者の空き家に対する意識向上
- ② 集合住宅については、所有者、管理者、管理組合への情報提供と支援
- ③ 専門団体、市の関係部署との連携強化

※上記図は、「武蔵野市空き家住宅等対策実施方針」から転載

○利活用の事例

1 空き家の活用

- ・空き家をNPO法人ぐーぐーらいぶの活動拠点として活用
- ・毎週火曜日・日曜日（11時～18時）に「ぐーぐー子ども文庫」として、乳幼児、年齢制限のない子ども（保護者含む）の図書館として開放。子どもの読書環境のサポートと居場所づくりが目的
- ・西久保 2 丁目の中央通り沿い



2 居住住宅の一部活用（住み開き）

- ・現在お住まいの住宅の 1 階を、NPO 法人の地域支援活動の拠点に提供
- ・第 1・3・5 水曜日（17 時 30 分～19 時 30 分）に子ども食堂として、毎週水曜日（15 時～17 時）に子ども学習室として運営
- ・中町 3 丁目

